

第三十四回 参議院内閣委員会會議録第三十三号

昭和三十五年七月十五日(金曜日)午後九時二十一分開会

委員の異動

六月二十日委員伊能繁次郎君、木暮武太夫君、徳永正利君、鹿島俊雄君及び井川伊平君辞任につき、その補欠として最上英子君、増原恵吉君、下村定君、木村篤太郎君及び松村秀逸君を議長において指名した。

六月二十一日委員最上英子君辞任につき、その補欠として齋藤昇君を議長において指名した。

七月九日委員齋藤昇君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君

委員

伊能繁次郎君
大谷 豊雄君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
下村 定君
一松 定吉君
松村 秀逸君

衆議院議員

政府委員

総理府総務副長官 佐藤 朝生君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○継続審査要求に関する件

○同和对策審議会設置法案(衆議院提出)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告いたします。六月二十日伊能繁次郎君、木暮武太夫君、徳永正利君、鹿島俊雄君及び井川伊平君が辞任され、最上英子君、増原恵吉君、下村定君、木村篤太郎君、松村秀逸君が選任され、同月二十一日最上英子君が辞任され、齋藤昇君が選任され、さらに七月九日齋藤昇君が辞任され、伊能繁次郎君が選任されました。

○委員長(中野文門君) 次に、委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠互選を行ないます。互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それでは私から増原恵吉君を理事に指名いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、会期中に審査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条によりまして継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお要求書の作成等は委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、同和对策審議会設置法案を議題といたします。

本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

発議者及び政府側出席の方々は、衆議院議員中井一夫君、佐藤総理府総務副長官、飯田内閣審議室長等の方でございませう。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○村山道雄君 提案者と政府当局に対して、一、二点質疑をいたしたいのでございませうが、第一に提案者にお伺いいたしたいと存じます。

その第一点は、御説明の中にも、旧

来の差別問題も必ずしも払拭されてないというまことに放置することのできない状況にあるというふうに出ておられるのでございませうが、この現存しておる差別問題というのは、どういふ方面に著しく現われておるのでございませうか。就職問題というふうなことも一応考えられるのでございませうが、それらの面につきましてどのような差別が現存しておるかという点につきまして、簡単に御説明をいたしたいと存じます。

○衆議院議員(中井一夫君) お答えをいたします。この問題は申し上げるまでもなく、徳川封建政治、それによって生じます封建社会制度、ことに階級制度の余弊の結果でございまして、当時士農工商その他、国民階層はそれぞれ不平等でありましたことは、御承知の通りでございませう。

徳川幕府の制度が明治維新によって革新をされ、明治天皇の五カ条の御誓文、これに基づいて万民平等の御宣言、それらによって人の上に人なく人の下に人なき明治陛下の御心が徹底したすべきはずでございませうが、何といたしましても、永年の間の歴史的な経過は容易にその不平等の状態を払拭することができないままに今日にまで至っております次第でございませう。ことに、大東亜戦争後において発布せられました現行憲法におきましては、いわゆる民主政治、民主制度を徹底いたしたのでございませうから、こういうような同じ日本国民の間における差別問題などは

あるべきものではないはずでございませう。しかし、ただいま申しましたように、永年の歴史的な現実問題でありまして、その事実をいなむことはできないのでございませう。

ただいまお尋ねの要点についてこれを列挙いたしますならば、第一にその部落その環境が他の国民一般の状態よりも低劣であるということございませう。従って住宅、衛生その他の設備、また場合によりましてはきわめて残念なことでもございませうけれども、あるいは職業の選択、婚姻等の問題にまで許すべからざる差別の弊風が存在しておりますことは、われわれ同胞の問題としてお互いが断じて黙殺することのできないことと存じます。今や日本再建の大切な時期にあたりまして、われわれ同志が立ち上がったこの問題を解決いたしますことは、平等なるべき人間としてはもちろん、日本国民、日本国家百年の大計のためにも必要なことであると考える次第でございませう。

○村山道雄君 御説明よく承りました。それでは政府当局にお伺いいたしたいのでありますが、昭和三十五年年度の予算におきまして、この同和问题のためにどれほどの予算を計上しておられるか、また、その予算はどういう用途に使われることが予定されておるか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 政府におきまして三十五年度におきまして同和問

題のために計上しております予算につきましてお尋ねがございましたが、同和对策といったしましては、教育あるいは環境整備、経済的地位の安定向上等、諸種の施策を講ずる必要がございます。一般の事業費の一環といしまして、実施されるものも多いのでございますが、本年度予算におきまして主として同和对策に充てられるものだけについて申し上げますと、約六億三千六百万円が計上されております。その内訳を簡単に申し上げますと、文部省におきましては同和教育関係経費といしまして五百万円余、厚生省所管におきまして地方改善施設整備補助金等といしまして一億三千三百万円、農林省所管におきまして農山漁村振興特別対策補助金といしまして二千二百万円、それから建設省所管におきまして不良住宅地区改良費等といしまして、四億七千四百万円を計上いたしております次第でございます。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。同和对策審議会設置法案を問題に供

します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

4 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎を計算する場合においては、第二項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎を計算するものとす

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二條の規定により附すべき加算年(恩給法の一部を改正する法律(昭和十七年法律第三十四号)による改正前の同条第一項第二号及び第三号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算を除く。)

二 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十三條の規定により附すべき加算年

三 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十五條の規定により附すべき加算年

四 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十一條の規定により附すべき加算年

五 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二條の規定により附すべき加算年

附則第二十四條の四の次に次の一条を加える。

〔除算された加算年の算入に伴う措置〕

第二十四條の五 附則第二十四條第二項の規定により加算年が恩給の基礎を計算するに算入されなかつたためその在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達しないものと

されていた旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で同条第四項の規定の適用によりその在職年が当該最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十五年七月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとす

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給与は、別に法律で定める月から始めるものとす。その普通恩給を受ける権利を取得した者の遺族で当該普通恩給の開始前に扶助料を受ける権利を取得したものの扶助料についても、同様とする。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第二十五條第四項中「前条」を「附則第二十四條の四」に改める。

附則第四十條の次に次の二条を加える。

(旧日本医療団職員期間のある者についての特例)

第四十一條 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療団職員」という。)であつた

者で医療団の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月(公務員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月)から公務員となつた月の前月までの年月数を加えたものとする。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給に就いての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

2 公務員としての在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達していない公務員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短恩給年限に達することとなるものうち昭和三十五年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年七月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとす。ただし、その退職の時と普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者及びその遺族については、この限りでない。

3 附則第二十四條の四第二項の規定は、前項本文の場合に準用する。

4 第二項の規定により普通恩給又は

は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給与は、別に法律で定める月から始めるものとする。その普通恩給を受ける権利を取得した者の遺族で当該普通恩給の給与の開始前に扶助料を受ける権利を取得したものの扶助料又は同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した遺族の後順位者たる遺族で当該扶助料の給与の開始前に扶助料を受ける権利を取得したものの扶助料についても、同様とする。

5 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給（医療固職員となる前の公務員としての在職年に基づくものを除く）又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（外国政府職員期間のある者についての特例）

第四十二条 外国政府の官吏又は待遇官吏（以下「外国政府職員」という。）として在職したことのある公務員で次の各号の一に該当するものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、法律第三十一号による改正前の恩給法第八十二条ノ二の規定の適用がある場合（これに準ずる場合を含む）を除き、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年数を加えたものによる。ただし、外国政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達

している者の場合は、この限りでない。

一 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となつた者については、当該外国政府職員としての在職年数

二 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職した者（前号に該当する者を除く）については、当該外国政府職員としての在職年数

三 外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつた者（前二号に該当する者を除く）については、当該外国政府職員としての在職年数

（その年数に公務員としての在職年を加えたものが普通恩給に於ける最短恩給年限をこえることとなる場合におけるそのこえる年数を除く。）

2 前項第二号に掲げる者に係る恩給の年額の計算の基礎となる俸給年額の計算については、公務員を退職した当時の俸給年額が政令で定める額以上の者の場合を除き、公務員を退職した当時において、その当時受けていた俸給の年額とその額の千分の四十五に相当する額に外国政府職員としての在職年数（年未満の端数は切り捨てる）を乗じた額との合計額に相当する年額の俸給を受けていたものとみなす。ただし、その合計額に相当する年額が政令で定める額をこえることとなる場合においては、そ

の額を俸給の年額とみなす。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

4 附則第二十四条の四第二項の規定は前項において準用する前条第二項本文の場合に準用し、附則第二十四条の四第三項の規定は公務員としての在職年に基づき一時恩給（外国政府職員となる前の公務員としての在職年に基づくものを除く）又は一時扶助料を受けた者がある場合における前第三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律の一部改正）

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条に規定する在職期間」を「第三十四条第二項ただし書に規定する在職期間」に改める。

附則（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
（改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給与）
2 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づき給されることとなる扶

助料又は遺族年金の給与は、別に法律で定める月から始めるものとする。

（準備事務）
3 恩給及び遺族年金についての裁定庁、經由庁その他関係行政庁は、昭和三十五年七月一日前にあつても、この法律を実施するため必要な準備事務を行なうように努めなければならない。

六月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願（第三六七四号）（第三六七七号）（第三六九七号）

第三六七四号 昭和三十五年六月十日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 鹿兒島市鴨池町八一五 根本徳外一名

紹介議員 田中 茂雄君
軍人恩給の加算制復元等については、恩給の所要額減額する昭和三十七年以降にゆすり、とりあえずおそくとも昭和三十六年一月から、（一）加算制復活に伴い遺族扶助料受給資格者となるものについて（遺族の孤児を優先的に）特例の援護措置を講ずること、（二）七十才以上の老令者並びに傷病者未亡人に對し、文武官を通じて一万五千円ベースを完全実施すること、（三）七十才以上の老令旧軍人並びに傷い軍人、未亡人に対する号俸低下は、これを廢止すること等の実現するよう恩給法を改正せられたいとの請願。

第三六七七号 昭和三十五年六月十日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 福島県大沼郡会津高田町永井野一、八九〇 渡部威

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三六七四号と同じである。

第三六九七号 昭和三十五年六月十五日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 千葉県市川市真間町三ノ一五九 館野晴安外四百十二名

紹介議員 下村 定君
本国会において、軍人恩給の加算制復元を、ぜひとも実現せられたいとの請願。

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中皇居造替審議會の項を削り、宇宙開発審議會の項の次に次のように加える。

公營鐵道調査會
ト競走に關す

公營鐵道調査會
ト競走に關す

の諸問に就いて競馬、競輪、小型自
る現行制度に検討を加え、関係諸問
題を調査審議すること。

自動車競走及びモーターボート
を調査審議すること。

附則第四項中、「皇居造営審議會
は昭和三十五年三月三十一日まで」
を削り、「固定資産評価制度調査会
は昭和三十六年三月三十一日まで」
の下に、「公営競技調査会は昭和三十
六年六月三十日まで」を加える。

この法律は、公布の日から施行す
る。

七月一日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、特殊海事損害の賠償の請求に関
する特別措置法案

特殊海事損害の賠償の請求に関す
る特別措置法案

特殊海事損害の賠償の請求に関
する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、特殊海事損害

(日本国とアメリカ合衆国との間
の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日
本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定第十八条第五項(四)の規
定により同項の他の規定の適用を
受けない損害をいう。以下次条に
おいて同じ。)をこうむつた日本国
民又は日本国法人(以下次条にお
いて「被害者」という。)で、その損
害の賠償を請求するものに對し、
あつせんその他必要な援助を行な

うことを目的とする。

(請求のあつせんの申請)

第二条 被害者は、総理府令で定め
るところにより、そのこうむつた
特殊海事損害についてアメリカ合
衆国に対して行なう賠償の請求の
あつせんの調達庁長官に申請する
ことができる。

(請求のあつせん)

第三条 調達庁長官は、前条の規定
による請求のあつせんの申請があ
つたときは、当該申請に係る請求
のあつせんを行なわなければならない。
ただし、請求の理由がない
と認められるときは、この限りで
ない。

(訴訟の援助)

第四条 政府は、前条本文の規定に
よるあつせんにより当該あつせん
の申請をした者に係る請求が解決
されない場合において、その者が
アメリカ合衆国の裁判所に当該請
求に係る訴訟を提起するときは、
政令で定めるところにより、訴訟
に関する費用の立替えその他当該
訴訟について必要な援助を行なう
ことができる。

2 前項の立替金には、利息を附さ
ない。

(立替金の償還等)

第五条 政府は、前条第一項の規定
により費用の立替えを受けた者に

係る訴訟が終了した場合には、そ
の立替金を償還せなければならない。
ただし、政令で定めるところ
により、償還金の支払を猶予
し、又は立替金の全部若しくは一
部の償還を免除することができ
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

七月十一日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律
案(衆)

一、昭和二十三年六月三十日以前に
給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律案(衆)

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第
四十八号)の一部を次のように改
正する。

第六十五条第四項中「同項ノ未
成年ノ子ト合シテ四人ヲ超ユザル
員数ヲ限リ」を削り、同条第五項
を削る。

別表第二号表を次のように改め
る。

別表第二号表を次のように改め
る。

不具廢疾ノ程度		金
特 別 項 症	第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタル金額	
第一 項 症	以テ定ムルモノ	一七、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ

第二 項 症	一三九、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第三 項 症	一一一、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第四 項 症	七七、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第五 項 症	四三、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第六 項 症	三二、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ

別表第三号表を次のように改める。

傷病の程度	金
第一 款 症	一六〇、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第二 款 症	一二八、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第三 款 症	一一二、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第四 款 症	九六、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ
第五 款 症	八〇、〇〇〇円ヲ超ユル金額ニシテ別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項ただし書中「恩給法第六十五條第二項から第六項まで」を「恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定を準用し、傷病年金については、同法同条第二項及び第三項」に改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

傷病の程度	金
第一 目 症	四八、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの
第二 目 症	三二、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四

傷病の程度	年
第七 項 症	二一、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの

附則別表第五を次のように改める。

附則別表第五

傷病の程度	年	額
第一款 症	二二、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの	
第二款 症	一九、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの	
第三款 症	一七、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの	
第四款 症	一四、〇〇〇円をこえる金額で別に法律で定めるもの	

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

附則

- この法律の施行期日は、別に法律で定める。
- この法律の施行に伴う恩給年額の改定、恩給の給与その他必要な経過措置については、別に法律で定める。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

(恩給年額の改定)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法(大正十二年法律第四十八号)上の公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という)附則第十條第一項に規定する旧軍人並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第八十四号)附則第二項第二号及び第三号に規定する恩給法上の公務員を除く。以下「公務員」という。若しくは公務員に準

これらの表の必要な読替規定については、別に法律で定める。

3 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(改定年額の一部停止)

第二条 前条の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料を受ける者(恩給法に基づく増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者並びに扶助料を受ける妻及び子を除く)については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

(別に法律で定める年月日以降給与事由の生ずる普通恩給についての改定規定の適用)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員又は準公務員に給する普通恩給で、第一条第一項に規定する別に法律で定める年月の初日以降給与事由の生ずるものについては、当該年月の前月の末日に給与事由の生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第一条第一項中「別に法律で定める年月分以降」とあるのは、「普通恩給の給与事由の生じた日の属する月の翌月分以降」とする。

(施行規定)

第四条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な

事項は、別に法律で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

七月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願(第三七八〇号)(第三七八五号)(第三七九一号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第三七八九号)

一、国家公務員の兵役期間に対する経過年数換算率は正に関する請願(第三七九九号)

第三七八〇号 昭和三十三年七月五日受理
請願者 英城果穂敷郡江戸崎町 四五七 原田とし子外 一名

紹介議員 郡 祐一君
軍人恩給の加算制復元等については、恩給所要額の漸減する昭和三十三年以降にゆすり、とりあえずおそくとも昭和三十六年一月から、(一)加算制復活に伴い遺族扶助料受給資格者となるものについて(遺族の孤児を優先的に)特例の優遇措置を講ずること、(二)七十歳以上の老令者並びに傷病者未亡人に對し、文武官を通じて一万五千円ベシを完全実施すること、(三)七十歳以上の老令旧軍人並びに傷病者未亡人に對する号俸低下は、これを廃止すること等の実現するよう恩給法を改正せられたいとの請願。

第三七八五号 昭和三十三年七月六日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日宇町 一ノ組大尾住宅二ノ四 号 角田エン外 一名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第三七八〇号と同じである。

第三七九一号 昭和三十三年七月六日受理

軍人恩給の加算制復元等に関する請願

請願者 広島市南千田町一、〇 六二 伊藤シヅエ外 一名

紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第三七八〇号と同じである。

第三七八九号 昭和三十三年七月七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 徳島市万代町徳島県庁 内徳島県軍恩会内 原 田佐次郎外 六千二百九十五名

紹介議員 三木與吉郎君
先般の国会において、恩給法がさらに改正せられ旧軍人に対する処遇がいつそう是正せられたにもかかわらず、いわゆる赤紙返召者の加算制廃止による失権が回復されないことは、まことに不公平であり、一方予算の上からみても、恩給費の自然減少を考えると新たに増額しなくても実施が可能であるから、軍人恩給失権者の加算制復元をなるべく早い時期に法制化せられたいと

の請願。

第三七九号 昭和三十五年七月七日受理

国家公務員の兵役期間に対する経験年数換算率は正に関する請願

請願者 岡山県阿哲郡神郷町下

神代 山室豪

紹介議員 加藤 武徳君

戦前、正規に職員として現官庁(営林局署)に在職し、徴兵検査の結果、甲種合格として現役入営した旧軍人で終戦後、復職又は再就職した者のうち、その再就職の時期が復員後九十日以上を経過している者は、兵役期間の経験年数の換算を二割五分以下という低率で換算されていることは不合理であるから、人事院規則九一八―二別表第十六「経験年数換算表」のうち、兵役期間に対する換算率「二割五分以下」を削除し、十割又は八割以上に換算するよう同規則を改正せられたいとの請願。